

町県民税・所得税の 申告受付が始まります

申告は正しくお早めに！
受付期間は2月16日(月)から3月16日(月)までです

町県民税の申告

この申告は、平成21年1月1日現在、当町に住所がある人の平成20年中の所得について申告していただくものです。所得が全くなかった方、社会保険料控除、扶養控除、住宅借入金等特別税額控除等の諸控除を受ける方も申告が必要となります。なお、次のいずれかに該当する場合は申告の必要はありません。

- 税務署で確定申告をする(した)人
- 社会保険庁などから町に公的年金の支払報告書が提出されている人
- 勤務先から町に給与支払報告書が提出されている人

※給与支払報告書等が町に提出

されていても、町県民税で住宅借入金等特別税額控除を受けられる方は、申告が必要となります。

※申告されないと町では所得の状況が把握できず各種証明書等が発行できません。

所得税の申告

- 平成20年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人
- 給与所得や退職所得以外の所得金額(収入金額から必要経費を控除した後の金額)の合計額が20万円を超える人
- 給与を2ヶ所以上から受けている人
- 事業所得や不動産所得などがある人で平成20年中の各種の所得の合計額が基礎控除等の諸控除の合計額を超える人

町県民税課では農業所得のある方を対象に事前相談会を2月5日(木)から7日(土)までの間、開催します。

還付申告ができる場合

- 給与所得や退職所得のある人で、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる人
- 年の途中で退職し、再就職をせず、年末調整を受けなかった人

平成21年度からの税制の変更点

1. 公的年金から町県民税の特別徴収(天引き)をする制度の開始

平成21年10月から公的年金所得に対する町県民税が公的年金から特別徴収されます。対象者は次の全ての要件に該当する方です。

- (1)平成21年4月1日現在、65歳以上の方
- (2)平成20年中から引き続いて公的年金を受給されている方
- (3)老齢基礎年金等の年額が18万円以上である方
- (4)介護保険料を年金から特別徴収している方

※公的年金に係る町県民税が公的年金の年額を超過する方は、該当しません

2. 寄付金税制の拡充

町県民税での控除が大幅に拡充されます。拡充される点は主に以下の4点です。

- (1)これまでの所得控除方式から税額控除方式に変わります
- (2)適用下限額が10万円から5千円に引き下げられることで控除対象額が増えます
- (3)市区町村・都道府県に対する寄付金については、特例控除が上乗せされます(ふるさと納税)
- (4)これまで所得税でのみ対象となっていた寄付金のうち、茨城県及び町の条例で指定した法人等への寄付金が控除対象となるため、範囲が広がります

※町条例は茨城県条例に準じて制定していますので、指定される法人等については茨城県ホームページを参照ください

3. 住民税の住宅ローン控除の継続

税源移譲による所得税の減少で、住宅ローン控除が引ききれなくなる場合、申告により町県民税から控除することができます。ただし、平成11年から平成18年に入居された方に限られます。

申請方法

- 確定申告をされる方 毎年、確定申告の期限までに申告書と一緒に「住宅借入金等特別税額控除申告書」を税務署もしくは役場に提出してください。
- 年末調整を行った方 毎年、確定申告の期限までに「住宅借入金等特別税額控除申告書」に源泉徴収票を添付し、1月1日現在に居住している市町村に提出してください。